（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その６　２０か月～１３か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									13,520
	自家用									12,740
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									18,010
	個人タクシー									17,000
自家用乗用自動車			7,850	7,750	7,650	7,540	7,440	7,340	7,230	7,130
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	16,920	16,370	15,820	15,270	14,720	14,170	13,630	13,080
		最大積載量が２トン以下のもの	14,600	14,160	13,730	13,300	12,860	12,430	11,990	11,560
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	16,920	16,370	15,820	15,270	14,720	14,170	13,630	13,080
		最大積載量が２トン以下のもの	14,600	14,160	13,730	13,300	12,860	12,430	11,990	11,560
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,540	9,350	9,170	8,980	8,800	8,610	8,420	8,240
	自家用		9,480	9,290	9,110	8,930	8,750	8,560	8,380	8,200
小型二輪自動車			6,860	6,810	6,750	6,700	6,640	6,590	6,530	6,480
軽自動車	検査対象車		7,500	7,420	7,330	7,240	7,160	7,070	6,990	6,900
	検査対象外車									
原動機付自転車	一般原動機付自転車									
	特定小型原動機付自転車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950
緊急自動車			6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,050	6,030
	(ロ) 小型二輪自動車		6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040	6,020
		検査対象外車	6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,060	6,040
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880
	(ロ) 教習用自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,040	6,980	6,920	6,850	6,790	6,730	6,660	6,600
	b 小型二輪自動車		6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930
	c 軽自動車	検査対象車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

（2）離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その７　１２か月～５か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		12,940	12,340	11,740	11,140	10,540	9,940	9,350	8,750
	自家用		12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く		17,090	16,150	15,200	14,260	13,310	12,370	11,420	10,480
	個人タクシー		16,160	15,290	14,420	13,560	12,690	11,820	10,960	10,090
自家用乗用自動車			7,030	6,920	6,810	6,710	6,600	6,500	6,390	6,280
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	12,530	11,960	11,400	10,840	10,270	9,710	9,140	8,580
		最大積載量が２トン以下のもの	11,120	10,670	10,230	9,780	9,330	8,890	8,440	7,990
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	12,530	11,960	11,400	10,840	10,270	9,710	9,140	8,580
		最大積載量が２トン以下のもの	11,120	10,670	10,230	9,780	9,330	8,890	8,440	7,990
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,050	7,860	7,670	7,480	7,290	7,090	6,900	6,710
	自家用		8,010	7,820	7,640	7,450	7,260	7,070	6,880	6,700
小型二輪自動車			6,420	6,370	6,310	6,260	6,200	6,140	6,090	6,030
軽自動車	検査対象車		6,810	6,730	6,640	6,550	6,460	6,370	6,280	6,200
	検査対象外車		6,140							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		5,970							
	特定小型原動機付自転車		5,950							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
緊急自動車			5,950	5,930	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850	5,840
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,010	5,990	5,970	5,950	5,930	5,900	5,880	5,860
	(ロ) 小型二輪自動車		6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,860
		検査対象外車	6,020	6,000	5,980	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ロ) 教習用自動車		5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,540	6,470	6,410	6,340	6,280	6,210	6,150	6,080
	b 小型二輪自動車		5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
	c 軽自動車	検査対象車	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		検査対象外車	5,900							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800
検査対象外被けん引軽自動車			5,890							

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。